新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例

平成15年3月19日条例第22号

(目的)

第1条 この条例は、岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例(平成10年岩手県条例第22号)第3条に定める基本理念にのっとり、新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、エネルギー自給率の向上及び地球温暖化防止等の地球環境の保全を図り、もって現在及び将来の県民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

- **第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 新エネルギー 次に掲げるエネルギーをいう。
 - ア 太陽光を利用して得られる電気
 - イ 風力を利用して得られる電気
 - ウ 水力を利用して得られる電気
 - エ 波力を利用して得られる電気
 - オ 地熱又はこれを利用して得られる電気
 - カ バイオマス (動植物に由来する有機物であってエネルギー源として利用できる もの (原油、石油ガス、可燃性天然ガス及び石炭並びにこれらから製造される製 品を除く。)をいう。以下同じ。)を原材料とする燃料又はバイオマス若しくは バイオマスを原材料とする燃料を利用して得られる熱若しくは電気
 - キ 再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項の再生資源をいう。)を原材料とする燃料又はこれを利用して得られる 熱若しくは電気
 - ク 一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された物品又は 副産物(資源の有効な利用の促進に関する法律第2条第2項の副産物をいう。) のうち有用なものであって燃焼の用に供することができるもの又はその可能性が あるもの(放射性物質及びこれによって汚染された物を除く。)を利用して得ら れる熱又は電気
 - ケ 燃料電池を利用して得られる電気
 - コ 天然ガス、メタノール又は電気を利用して得られる動力であって自動車に利用 されるもの
 - サ 太陽熱
 - シ 雪又は氷 (冷凍機器を用いて生産したものを除く。以下同じ。) を熱源とする 熱
 - ス 海水、河川水その他の水を熱源とする熱
 - セ 工場、変電所等から排出される熱その他の熱を利用して得られる熱
 - ソ 発電と同時に得られる熱
 - (2) 省エネルギー エネルギーの使用の合理化をいう。
 - (3) 新エネルギーの導入 新エネルギーを得るため、又は利用するため必要な設備 の整備等を行うことにより、新エネルギーを使用することをいう。

(県の責務)

- 第3条 県は、新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する基本的かつ 総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。
- 2 県は、市町村が新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する施策を 策定し、及び実施しようとする場合には、必要に応じ技術的な助言及び連絡調整その 他の支援を行うものとする。
- 3 県は、その施設の建設及び維持管理その他事業の実施に当たっては、自ら率先して 新エネルギーの導入及び省エネルギーを推進するものとする。

(県民の責務)

- 第4条 県民は、その日常生活において、新エネルギーの導入及び省エネルギーを推進することにより、環境への負荷(岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例第2条第2項の環境への負荷をいう。以下同じ。)が少ない生活様式の実現に努めなければならない。
- 2 県民は、県が実施する新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する 施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、その事業活動において、新エネルギーの導入及び省エネルギーを推進することにより、環境への負荷が少ない事業活動に努めなければならない。
- 2 事業者は、県が実施する新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する施策に協力しなければならない。

(発電事業者の青務)

第6条 電気事業法 (昭和39年法律第170号) 第2条第1項第15号の発電事業者は、可能な限り太陽光、風力等による発電を行うよう努めなければならない。

(相互協力)

第7条 県民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体並びに県及び市町村は、相互に連携を図りながら協力して新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に努めるものとする。

(基本方針)

- 第8条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、新エネルギーの導入の促進及び省エネル ギーの促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。
 - (1) 自然的条件及び社会的条件を勘案し、本県の地域の特性に応じた新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進を図ること。
 - (2) 自然環境、生活環境及び景観の保全並びに生物の多様性の確保に配慮し、恵み豊かな環境と調和した新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進を図ること。
 - (3) 県民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体並びに市町村と対等な立場に立ち、連携を図りながら協力して新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進を図ること。

(基本計画)

- 第9条 知事は、新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関し、本県の地域の特性 に応じた総合的かつ長期的な目標及び施策の方向
 - (2) 前号に掲げるもののほか、新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進 に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、県民、事業者及びこれら の者の組織する民間の団体並びに市町村の意見が反映されるよう必要な措置を講じ なければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(学習の推進及び普及啓発)

第10条 県は、県民及び事業者が新エネルギーの導入及び省エネルギーの必要性についての理解を深めることができるよう、エネルギーに関する学習の推進及び知識の普及 啓発について必要な措置を講ずるものとする。

(県民等の自発的な活動の促進)

- 第11条 県は、県民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体が自発的に行う新エネルギーの導入及び省エネルギーに関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 2 県は、事業者が自発的に行う環境の保全に関する方針の策定、目標の設定、計画の作成、その計画の実施等からなる環境管理の活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に配慮した地域社会の形成)

第12条 県は、県民の日常生活における公共交通機関の利用、自転車の使用等を促進し、 環境の保全に配慮した地域社会の形成が図られるよう必要な措置を講ずるものとす る。

(地域資源の活用)

第13条 県は、風力、地熱、バイオマス、雪、氷等の地域の資源がエネルギー源として 可能な限り活用されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境の保全に配慮した事業の誘導)

第14条 県は、事業者による新エネルギーの導入及び省エネルギーに関しての土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業が環境の保全に配慮して行われるよう誘導に努めるものとする。

(研究開発等の促進及び関連産業の振興)

第15条 県は、新エネルギー及び省エネルギーに関する技術の研究開発及び実用化を促進し、並びに新エネルギー及び省エネルギーに関連する産業の振興が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。

(表彰等)

第16条 県は、新エネルギーの導入及び省エネルギーに関し特に先進的又は先導的な取組を行っている者に対し、表彰その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査等)

第17条 知事は、新エネルギーの導入及び省エネルギーの状況について毎年度調査し、 公表するものとする。

(財政上の措置)

第18条 県は、新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進を図るため、必要な 財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年10月18日条例第65号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月25日条例第25号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。